

平成 29 年度 離島観光活性化促進事業
特定離島チャーター商品支援事業実施要綱

制定日 平成 29 年 9 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）が実施する「特定離島チャーター商品支援事業」（以下、「当事業」という。）において、平成 30 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日に、沖縄県内離島への国内チャーター便を使用する旅行会社に対して助成金を交付するための必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 当事業は、特に春休み期間において、離島への交通アクセスを拡充し、県外から沖縄県内離島への観光客のさらなる誘客を図ることを目的に、離島航空路線のプログラムチャーター化または定期便化に向けた取組みと、特定離島チャーター商品の販売促進を支援する。

(事務取扱者)

第 3 条 当事業は、沖縄県及び OCVB を所管とし、OCVB 誘客事業部営業推進室国内プロモーション課が事務の取り扱いを行う。

(助成対象事業者および対象商品)

第 4 条 当事業の助成対象となる事業者（以下、「助成対象事業者」という。）および、助成対象となる商品（以下、「助成対象商品」という。）は、原則として次に示すことを条件とする。

- 2 定期便未就航路線の国内チャーター便を利用した離島旅行商品であること。
- 3 旅行業法第 3 条に基づく登録を受けている旅行業者であること。
- 4 出発空港が国内空港であり、到着空港が第 7 条に掲げる沖縄県内離島空港であること。ただし、沖縄県外からの旅客であることが確認可能であれば、沖縄県内空港を離発着するチャーター便も対象とする。
- 5 助成対象商品の広告宣伝物には、原則として下記クレジットおよびリトハクロゴ（ロゴデータは適宜提供）を掲出し、当財団が運営する離島観光情報サイト「リトハク」への誘導施策を含むこと。URL:<http://ritohaku.okinawastory.jp>
クレジット：「協力：沖縄県・（一財）沖縄観光コンベンションビューロー」
※スペースの制限がある場合は「協力：沖縄県・OCVB」でも可。

ロ ゴ：



【コピーセット Ver】

ちょっと先にある、
もうひとつの楽園



【コピー 横置き Ver.】

※クレジットの書体、入れ方等は自由。ただし、文字が潰れないように注意すること。

※校了前にロゴ、クレジットの仕様について必ずOCVBに事前確認を行うこと。

※選定した広告掲載媒体の仕様上、クレジット・ロゴの掲出が難しい状況が生じた場合は、申請書中にその旨を記載し、OCVBの承認を受けること。

受理書を通知後、このことが判明した場合は、ただちにOCVBへ報告し、承認を受けること。

- 6 異なる助成対象事業者から同一の取扱い入域客情報が複数申請されている場合は、助成対象外とする。また、対象商品について、異なる支援事業からの助成を申請している場合も、助成対象外とする。
- 7 チャーター便1往復に対して1件の助成を行うものとし、座席を複数社に分割して取扱う場合は、先に申請のあった1社に対してのみ申請を受け付ける。
- 8 当事業は申請主義とし、OCVBからの連絡の有り無しにかかわらず、申請する事業者が所定の申請書類を提出しなければ助成対象として認められない。

(助成対象期間)

第5条 当事業は、平成30年3月1日から平成30年3月31日の間に旅程を完了する商品の広告経費を助成する。

- 2 助成対象期間は助成申請の受理通知日から平成30年2月28日までとし、期間内に実施・出稿された広告経費を対象とする。
- 3 申請総額が予算額を超過する場合には、助成対象期間内であっても受付を終了し、その取扱については、次のとおりとする。
 - (1)原則として、予算額を超過した日を受付終了日とする。その日に提出された申請は公平を期するためにすべて受付しない。
 - (2)受付終了日の連絡は、終了が見込まれる日より原則10日前までにOCVBホームページにて通知する。
 - (3)有効な申請は、受付終了日前日までに「申請書類等の原本が不備なくOCVB本社担当窓口へ提出されているもの」とし、捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請又は問い合わせ中の申請については一切を受け付けしない。

(助成対象経費)

第6条 当事業の助成対象経費は、特定離島チャーター商品販売にかかる以下に例示する広告宣伝費とする。

- (1)広告費
例：テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、WEBコンテンツ制作、WEB広告、交通広告等
 - (2)広告宣伝用印刷物
例：商品案内のパンフレット、カタログ、チラシ、ポスター等
 - (3)広告宣伝用贈与品
例：カレンダー、手帳、うちわ、てぬぐいなどの「少額な贈与品や景品類」
 - (4)その他、OCVBが必要と認めるもの
- 2 対象となる経費は、助成決定の日以降に新たに発生した費用とし、既存契約の充当などは助成対象外とする。

- 3 新聞広告やパンフレットのような紙媒体等で、事業趣旨と異なる広告が混在する場合は、広告枠全体に係る総経費に、広告枠全体分の面積に対する対象企画部分の面積の割合を乗じて得た金額を助成対象経費とする。

(当事業の助成額)

第7条 当事業の助成額は、助成対象事業者が用機するチャーター便1往復に対して次のとおりとし、30万円(税別)を上限とする。但し、沖縄県外空港を出発した乗客がツアー行程内で沖縄県内離島空港間を周遊するなど、複数便を用機する場合には、沖縄県外の出発空港と最終到着空港間で1往復とみなす。

	助成対象便 (定期便未就航路線)		助成額/1往復 (上限300,000円)
	出発空港 ^{※1}	到着空港	
(1)	国内各空港	宮古空港 南ぬ島石垣空港	広告経費の 50%以内
(2)	国内各空港	上記(1)以外の 沖縄離島各空港	広告経費の 65%以内
※片道みのチャーターについては、助成額は半額とする。			

※支払い額については、上表助成金額に別途消費税を加える。

※1 出発空港は第4条第4項のとおりとし、その場合に限り沖縄県内各空港を含む

- 2 当事業の申請は予算の範囲内の執行とし、受付順とする。

(申請書の提出)

第8条 申請は、原則としてチャーター便の運航予定日から起算して30日前までに、次に示す書類を提出すること。

提出先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 営業推進室 国内プロモーション課 渡辺宛

提出書類
(1) 申請書(様式第1号)
(2) 会社概要
(3) 旅行商品の概要(既存のチラシ/新聞広告等でも可)
(4) 旅程表 ※旅行行程表の中には、旅行会社名、担当者名、旅行日程(日付・出発空港・経由空港・到着空港・便名・宿泊地)を明記すること。

- 2 全ての提出書類は原則原本で提出されるものが有効であり、FAXやメール等で送信された書類は受付しない。

(申請の受理)

第9条 OCVBは、第8条により提出された申請書類を審査し、その結果を受理書により助成対象事業者に通知する。

- 2 OCVBが発行した受理書は交付予定を示すものであり、すべて助成対象となるわけではない。

- 3 OCVB が助成対象事業者に受理書を通知後、何らかの事情によりやむを得ず申請内容の変更および取り下げをする場合は、変更・辞退承認申請書(様式2)を速やかに提出し、OCVB の承認を受けること。

(実績報告書の提出)

第 10 条 助成対象事業者は、助成対象となる広告の最終実行日から起算して 30 日以内に(ただし最終実行日が平成 30 年 2 月 7 日(水)以降となる場合は平成 30 年 3 月 9 日(金)まで)に、次に示す書類を OCVB に提出すること。提出期限日までに提出されない場合、助成しない。

提出先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 営業推進室 国内プロモーション課 渡辺宛

提出書類
(1) 実績報告書(様式第 3 号)
(2) 対象経費に係る精算書(様式第 4 号)
(3) 航空会社とのチャーター契約書の写し
(4) 広告宣伝の成果物(原則として各 5 部。Web 上の展開については画面キャプチャやクリック数などの実績を報告すること)
(5) 対象経費を証明する証憑書類(請求書、領収書等)の写しおよび原本証明書
※実績報告書とは別に、当該チャーター便運航終了後、終了日から起算して 10 日以内に、取扱入域客情報名簿を提出すること

- 2 全ての提出書類において、原本で提出されるものが有効であり、FAX やメール等で送信された書類は受付しない。

(助成額の確定)

第 11 条 OCVB は第 10 条により提出された実績報告書類を審査し、助成交付金を確定する。

- 2 OCVB は助成が適切と判断したものについて、助成額を確定し、交付決定通知書をもって助成対象事業者に通知する。
- 3 提出期限日を過ぎての提出や、書類不備、申請内容と著しく相違がある等、OCVB が助成は適切ではないと判断したものについては、第 9 条における受理書があっても、助成金の一部又は全額は交付しない。

(助成金の請求及び支払い)

第 12 条 OCVB は確定した助成金について、助成事業者から提出された請求書に基づき、請求日から 30 日以内に助成事業者が指定した金融機関の口座へ、助成金を振込むものとする。

(書類の管理)

第 13 条 助成の交付を受けた事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に事業年度終了後 5 年間(平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月末迄)保存しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第14条 OCVBは、次に示す条件に該当した場合、助成対象事業者に対して助成交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 申請書又は実績報告書で示した内容に虚偽があると認められた場合
- (3) OCVBが独自に調査した内容と、助成対象事業者の申請内容に違いが見られた場合

(調査)

第15条 OCVBは必要に応じて、助成対象事業者に対し、当事業が正しく行われているかどうか調査することができる。調査に協力できない場合は、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(免責事項)

第16条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVBは一切関与しない。

(その他)

第17条 当事業を運用するにあたり、次に示すものが該当した場合は、沖縄県とOCVBが協議して事項を決定する。

- (1) この要綱に定めていない事項が発生した場合
- (2) この要綱に定める事項において、判断が困難な場合

附 則

- (1) この要綱は、平成29年9月25日から適用する。